

令和6年第4回(9月)定例会

令和6年9月11日（水）午前9時から和木町役場議事堂において、
第4回和木町議会定例会を再開する。

○出席議員（10名）

1 番	三分一 淳	
2 番	明 本 光 弘	
3 番	津 島 宏 保	
5 番	嘉 屋 富 公	
6 番	上 田 丈 二	
7 番	中 村 充 子	
8 番	灰 岡 裕 美	
9 番	小 林 秀 嘉	
10 番	森 脇 明 美	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議 長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	田 中 雅 彦	
企画総務課長	渡 邊 良 平	
税 務 課 長	坂 本 啓 三	
住民サービス課長	上 村 克 司	
都市建設課長	山 下 純 二	
保健福祉課長	鳥 枝 靖	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	松 井 敏 浩	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	吉 岡 司
書 記	田 尾 恵

開 会	9 時 0 0 分
議 長	おはようございます。 携帯電話をお持ちの方は、電源をオフにされるようお願いいたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布をしてあるとおりです。
議 長	日程第 1 一般質問を行います。 質問の通告が 4 名です、通告順に質問を許可します。 質問順位 1 番 7 番議員 中村充子議員。
議 長	中村充子議員。
中 村 議 員	通告に従いまして一般質問をいたします。 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてお尋ねいたします。 世間を騒がせていた新型コロナウイルス感染症の位置付けが 2 類相当から 5 類感染症へと変更になりました。 法律に基づき、行政が様々な要請や関与をしていく仕組から個人の選択を尊重し、国民の自主的な取り組みをベースとした対応に代わりました。 厚生労働省は、高齢者など重症化リスクの高い人に、冬から秋の間に自治体での定期接種が始まるようです。 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の自己負担額はいくらになりますか。
議 長	鳥枝保健福祉課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	はい。対象者の自己負担額は 2,100 円です。対象となる方は、65 歳以上の方、及び 60 歳から 64 歳の方で心臓、腎臓、

または呼吸器の機能の障害等のある方です。生活保護受給者は無料です。

議 長 中村充子議員。

中 村 議 員 はい、わかりました。厚生労働省は高齢者など重症化リスクの高い人に秋から冬の間に自治体での定期接種が始まります。和木町の高齢者の定期接種はどうなるのでしょうか。

議 長 鳥枝課長。

鳥 枝 保 健 先程、65 歳以上の方については、自己負担額は 2,100 円
福 祉 課 長 ということですけど、対象者以外の方は任意接種として医療機関が個別に設定する金額を、全額自費となりますが接種する事ができます。

議 長 中村議員。

中 村 議 員 はい、わかりました。ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について和木町は今後どのようにお考えかお尋ねします。

議 長 鳥枝課長。

鳥 枝 保 健 令和 3 年度から予防接種法上の臨時接種として始まったワ
福 祉 課 長 クチン接種は、国策として推進されたため、町としても速やかな接種体制の整備に尽力したところです。

令和 6 年度からは、高齢者などへの重症化予防を目的とする定期接種に法改正され、高齢者インフルエンザワクチンと同じ接種体制になり、自己負担も必要です。

町といたしましては、今後は定期接種の実施主体として、医療機関と連携し、円滑な接種体制を確保するとともに、町民に対する周知に努めてまいります。

町民の皆様におかれましては、接種については、効果や副反応をよくご確認のうえ、医師との相談によって、接種についてご判断いただければと思います。

議 長 中村議員。

中 村 議 員 はい、詳しくありがとうございました。

それでは次です。

和木町の乳がん検診について伺います。

マンモグラフィは外国では、日本のように推奨していないように感じます。

外国では希望する人が受けているようですが、日本は国の方針で必ず毎年受けるように勧められています。

それでは、具体的な質問です。

マンモグラフィの放射線が人体に及ぼす危険性について伺います。

議 長 鳥枝保健福祉課長。

鳥 枝 保 健 福祉 課 長 マンモグラフィの 1 回の X 線検査で受ける放射線の量は、約 0.05 ミリシーベルトで、東京とニューヨーク間の飛行機の中で受ける宇宙からの自然の放射線量の約半分と言われ、また、一般の人が 1 年間に受ける自然放射線量の 50 分の 1 程度とも言われており、人体への危険性は相当低いと考えます。日本医師会は「マンモグラフィによる健康影響は、ほとんどないと考えてよい」と提言しているところです。

また、厚生労働省がん検診の在り方に関する検討会においては、検診開始年齢が 40 歳以上であれば、検診で乳がんによる死を防ぐことができる利益が、検診による放射線被曝の不利益を上回ると結論づけています。

人体への被曝量は極めて小さく、乳がんの早期発見による効果が大きいことから、利益とリスクを比較して、受診していただけたらと思います。

議 長 中村議員。

中 村 議 員 はい、専門家の意見として受け取りました。安全性が高いということです。ありがとうございます。

それでは保健センターからのお知らせが、あ、私は保健相談センターから検診のお知らせが届いたら、マンモグラフィを毎年受けておりますが、2年に1度マンモグラフィを受けることにしても問題はありませんか。

議 長 鳥枝課長。

鳥 枝 保 健 国の、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針
福 祉 課 長 において、乳がん検診は、原則、2年に1回が基準とされています。毎年、あるいは2年に1回受診するかは、ご自身で選んでいただいてかまいません。

なお、町が実施している乳がん検診は、健康増進法に基づく事業で、がん死亡率の減少を目的としており、指針には、受診機会を毎年度設けることについての必要性が明記されていることから、受けそびれを予防し、早期発見につなげるため、毎年度、申込みの機会を設けています。

議 長 中村議員。

中 村 議 員 はい、原則国の基準では2年に1回となっているということでした。和木町は毎年受けられるという、ありがたいということですね。

昨日、図書館に行きました。入ってすぐのところに乳がんの本が置いてありました。女性のがんの1位は乳がんです。早期発見が鍵となります。乳がん検診を積極的に受けて自分の体は自分で守りたいものです。

最近エムポックスという感染症がアフリカや欧米で確認されています。

これから再び新型コロナウイルス感染症を超える病が流行するかも知れません。

その時にこの度の新型コロナウイルス感染症を参考にしながら対処できるよう行動していきたいものです。

これで、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議

長

再質問がないようですので、以上で中村充子議員の一般質問を終わります。